未成年後見人Ｑ＆Ａ

静岡家庭裁判所

令和７年１月

は　じ　め　に

この冊子は、未成年後見人としての職務の基本的な事項について、Ｑ＆Ａ方式で説明したものです。

未成年後見人になられる予定の方や、未成年後見人になられた方は、まずはこの冊子を熟読の上、未成年後見人の職務について十分に御理解いただき、適切な後見事務を行うように努めてください。

家庭裁判所への報告等に使用する書式は、裁判所のウェブサイト（後見ガイド）に掲載されています。

https://www.courts.go.jp/shizuoka/saiban/koken/index.html

書式等については改訂する場合もありますので、報告等の際には、ウェブサイトを確認の上、最新の書式を使用するようにしてください。

なお、この冊子は、静岡家庭裁判所で未成年後見人に選任された方を対象に作成されています。本文で説明されている事務手続に関しては、他の家庭裁判所における取扱いと一部異なるところがありますので、あらかじめ御了承ください。

おって、ウェブサイトには、書式以外にも最新の情報を掲載しますので、少なくとも１年に１回は確認するようにしてください。

後見人の仕事の流れ

後見人選任審判

↓

（審判の効力発生）
後見人就職

指定の期限まで

↓

「収支予定表」、「財産目録」の作成、裁判所への提出

↓

後見監督（おおむね1年ごと）

日頃の後見事務

↓

成　人

関連　　ページ

Ｑ１　後見人とは　1
Ｑ３　後見人の責任　4
Ｑ４　後見人の最初の仕事　5
Ｑ５　後見人の証明　6

関連　　ページ

Ｑ６　収支予定表の書き方　7
Ｑ７　財産目録の書き方　8

関連　　ページ

Ｑ１２　後見事務報告をするとき　14

関連（財産管理について）　　ページ

Ｑ８　未成年者の収入・支出の管理　9
Ｑ９　預貯金の管理の仕方　10
Ｑ１０　未成年者の財産から支出できるもの　11
Ｑ１１　未成年者の財産の処分　13
Ｑ１５　後見人の報酬　17

関連（転居、養子縁組、相続、辞任等）　　ページ

Ｑ２　家庭裁判所への連絡、報告　2
Ｑ１３　後見人と未成年者との養子縁組　15
Ｑ１４　未成年者と利益が相反する場合　16
Ｑ１６　後見人の辞任　18

関連（後見制度支援信託）　　ページ

Ｑ１７　後見制度支援信託・後見制度支援預（貯）金（利用の指示）　19
Ｑ１８　後見制度支援信託・後見制度支援預（貯）金（追加信託等）　22

関連　　ページ

Ｑ１９　後見終了時等にしなければならないこと　24

目　次

Q1　後見人とは・・・

Q10 未成年者の財産から支出できるもの・・・１１
未成年者の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

Q11 未成年者の財産の処分・・・・・・・・・・１３
未成年者の財産を処分したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

Q12 後見事務報告をするとき・・・・・・・・・１４
家庭裁判所に、後見事務の状況について、書面による報告をするときは、どのようにすればよいでしょうか。

Q13 後見人と未成年者との養子縁組・・・・・１５
後見人として未成年者を監護してきましたが、今後は未成年者を自分の養子としたいと考えています。どのような手続が必要でしょうか。

Q14 未成年者と利益が相反する場合・・・・・１６
後見人は未成年者と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

Q15 後見人の報酬・・・・・・・・・・・・・・１７
後見人に報酬はないのでしょうか。

Q16 後見人の辞任・・・・・・・・・・・・・・１８
高齢や病気のため、後見人の仕事をすることが困難になった場合はどうすればよいのでしょうか。

Q17 後見制度支援信託・後見制度支援預(貯)金（利用の指示）１９
後見制度支援信託、後見制度支援預(貯)金とは何ですか。

Q18 後見制度支援信託・後見制度支援預(貯)金（追加信託等）２２
後見制度支援信託、後見制度支援預(貯)金を利用していますが、金銭が多くなったり足りなくなったときはどうすればよいでしょうか。

Q19 後見終了時等にしなければならないこと・２４
後見人を辞めたり、未成年者が成人したときは、どうすればよいでしょうか。

連絡先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

Ｑ１　後見人とは

後見人に選任されましたが、後見人とはどのような仕事をするのでしょうか。

Ａ　後見人は、「未成年者の身上監護」や「未成年者の財産の管理」をします。また、行った職務の内容を家庭裁判所等に報告します。

1　未成年後見人は、法定代理人である親権者が死亡、行方不明、親権喪失などにより不在になった場合に、家庭裁判所が親族等からの求めにより選任するものです。法律上、未成年者は、自分では財産管理や契約行為等ができません。また、身上面での監護教育が必要です。そのため、未成年者の財産を管理したり、身上監護についての様々な行為をする人が必要になります。この役割を果たすのが後見人です。

2　このような目的から、家庭裁判所は、未成年者の生活や財産の状況、後見人候補者のこれまでの経歴、未成年者との関係（特に、利害が対立することがないかどうか）など、様々な事情を考慮し、未成年者のために誠実にその職務を果たすことができる方かどうかを判断して、後見人を選任します。後見人は、家庭裁判所から選任され、家庭裁判所と協力し合って、未成年者のために働いていただく、未成年者にとってなくてはならない方です。

　なお、後見人が未成年後見人選任の審判書の写し（謄本といいます。）を受け取った日が、審判の効力が発生する日となります。後見人としての職務は、その日から始まります。

3　後見人は、未成年者の監護、教育、住居の指定等について、親権者と同じ権限と責任を持ちます。また、未成年者に財産がある場合には、その財産を管理し、財産に関する売買、担保権の設定などの行為について、未成年者を代理します。後見人は、その職務を行うに当たって、未成年者の心身の状態及び生活の状況に十分配慮しなければならず、財産の管理については、自分の財産を管理する以上の注意を払わなければなりません。このように、後見人の職務は大変重要なものとなっています（Ｑ３を参照してください。）。

Ｑ２　家庭裁判所への連絡、報告

後見人になったら、家庭裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、家庭裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。

後見人又は未成年者の氏名、本籍、住所が変更になった場合はどうすればよいでしょうか。

Ａ　後見人になると、まず、財産目録等を作成して家庭裁判所に提出しなければなりません（Ｑ４を参照してください。）。そのほか、必要に応じて、家庭裁判所から書面による報告を求められたり、家庭裁判所に出向いて説明するように求められたりすることもあります。

また、後見人・未成年者の氏名、本籍、住所が変更になった場合は、家庭裁判所に報告してください。

１　後見事務は、未成年者に対して、適切な身上の監護を行い、その財産を適正に維持管理するために行われるもので、未成年者の生活や財産に大きな影響を及ぼします。そのため、後見人は、必要に応じて、家庭裁判所に連絡や相談をしていただくとともに、家庭裁判所の監督を受けることになっています（後見監督といいます。）。また、通常の後見監督以上にきめ細やかなケアが必要なケースでは、後見監督人が選任され、後見事務に関する指導を受けることもあります。

具体的には、家庭裁判所又は後見監督人から、未成年者の生活状況や財産管理の現状がどのようになっているかなど、必要に応じて、書面や口頭による報告を求められることになります。そのため、後見人は、日頃から、自分が行った職務の内容を記録にとどめるとともに、金銭を支出したことを裏付ける資料等を残すなどして、家庭裁判所又は後見監督人にその内容を報告できるようにしておく必要があります（Ｑ４、Ｑ６～Ｑ１２を参照してください。）。

２　後見人又は未成年者が転居したり、養子縁組するなど、住民票や戸籍に変更が生じた場合は、次のページの上申書と共に新しい住民票や戸籍謄本を家庭裁判所に送付してください。

住民票等の変更が伴わない場合は、新しい連絡先を記載した上申書を家庭裁判所に送付してください。

送付先は、２５ページに記載した連絡先一覧のとおりです。

上申書

静岡家庭裁判所　支部／出張所　御中

令和　　年　　月　　日

未成年後見人　　㊞

下記のとおり上申します。

記

事件の表示	平成・令和　　年（家　）第　　号　　事件
当　事　者	未成年者

1（未成年者・未成年後見人）の住所が次のとおり変更になりました。

新住所　（住民票の異動：　有り　・　無し　）

（〒　　）

新電話番号

2（未成年者・未成年後見人）の氏名が次のとおり変更になりました。

新氏名

3　その他

（注）当てはまる項目を○で囲んでください。

Ｑ３　後見人の責任

後見人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。

Ａ　後見人に不正な行為、著しく不適当な行為その他後見の任務に適しない事情があるときには、家庭裁判所が後見人解任の審判をすることがあります。また、これとは別に、不正な行為によって未成年者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることがあります。

1　後見人の解任

後見人に不正な行為、著しく不適当な行為その他後見の任務に適しない事情があるときには、後見監督人、未成年者、未成年者の親族、検察官の求め又は職権によって、家庭裁判所が後見人を解任する審判をすることがあります。

解任される理由となる「**不正な行為**」とは、違法な行為又は社会的に見て非難されるべき行為をいいます。例えば、後見人が未成年者の財産を横領したりする行為等がこれに当たります。「**著しく不適当な行為**」とは、品行が甚だしく悪いことをいいます。また、「**その他その任務に適しない事情**」とは、後見人の権限を濫用したり、不適当な方法で財産を管理したり、後見人の任務を怠ったりした場合をいいます。

2　民事・刑事上の責任

後見人は、未成年者のため、十分な注意を払って、誠実にその職務を行う義務を負っていますので、故意又は過失によって未成年者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

また、後見人が未成年者の財産を横領した場合には、たとえ家族であったとしても、業務上横領罪等の刑事責任を問われることがあります。

Ｑ４　後見人の最初の仕事

後見人に選任されました。まず最初にすることは何でしょうか。

Ａ　未成年者の収入（遺族年金、給料等）、支出（教育費、生活費等）、財産（不動産、預貯金、現金、株式、保険金等）、負債としてどのようなものがあるかを調査し、「収支予定表」及び「財産目録」を作成して、指定された期限までに家庭裁判所又は後見監督人に提出してください。

１　後見人が未成年者の財産を適正に管理していくためには、まず最初に、未成年者の財産の内容を正確に把握しておくことが必要です。後見人に選任されたら、速やかに、未成年者の財産の内容を調査してください。もし、これまでは後見人以外の方が未成年者の財産を事実上管理していたという場合には、その方から、速やかにその財産に関する預貯金通帳、保険証書、資料等の引継ぎを受けてください。

２　後見人に選任された方には、未成年後見人選任の審判書の謄本をお送りしますが、後見事務報告書（未成年後見人用、初回報告）、収支予定表と財産目録の用紙は、原則としてお送りしません。家庭裁判所のウェブサイト（参考書式参照）からダウンロードしていただき、調査した財産の内容を記入し、各資料のコピーを添付の上、指定された期限までに家庭裁判所に提出してください(収支予定表及び財産目録の書き方については、それぞれＱ６、Ｑ７を参照してください。)。

作成していただいた後見事務報告書（未成年後見人用、初回報告）、収支予定表と財産目録は、コピーをとって、後見人の控えとして保管しておいてください。記載内容について、家庭裁判所から確認のための問い合わせをすることがあります。

なお、後見監督人が選任されている場合、後見事務報告書（未成年後見人用、初回報告）、収支予定表及び財産目録は、家庭裁判所ではなく、後見監督人に提出してください。

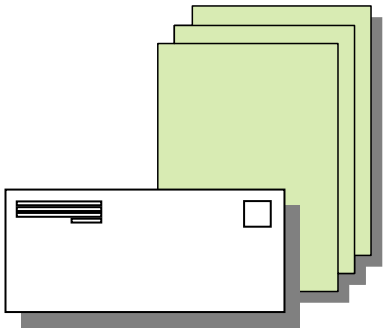

Ｑ５　後見人の証明

後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。

Ａ　未成年者の戸籍謄本の交付を受けて、これを提示します。

後見人が、未成年後見人選任の審判書謄本を受け取ると審判の効力が生じ、家庭裁判所は市区町村役場に戸籍記載の嘱託をします。これにより、未成年者の戸籍に後見人の氏名などが記載されます（後見人が未成年後見人選任の審判書謄本を受け取ってから戸籍に記載されるまで、おおむね２週間かかります。）。

後見人としては、御自身が後見人であることが記載されている未成年者の戸籍謄本の交付を受けて、取引等の相手方に提示すればよいでしょう。

Ｑ６　収支予定表の書き方

収支予定表は、どのように書くのでしょうか。

Ａ　未成年者の収支と、後見人自身の収支とを混同して記載しないよう、御注意ください。また、未成年者が複数いる場合には、未成年者ごとに別々に収支予定表を作成してください。

１　未成年者の収入（例えば、遺族年金、不動産賃料収入など）と支出（例えば、教育費、税金など）の予定を明らかにしてください。そして、収入の範囲内で支出が賄えるのか、収入より支出が多いため預貯金の取崩し等を考えなければならないのかを見極めてください。未成年者が適切な身上監護を受けることができるように、長期的展望に立って、できるだけ未成年者の利益になるような収支の計画を立ててください。

２　計画を立てるために「収支予定表」を作成してください。お手元に遺族年金額通知書や税金の納付書などを置いて、「１　未成年者の定期的な収入」、「２　未成年者の定期的な支出」の欄の各項目に従って金額を記入してください。

３　収入の合計欄と支出の合計欄を見比べてみると、収支が黒字になるのか赤字になるのかについてのおおよその見当がつきます。赤字が予想される場合は、今一度支出を見直し、どうしても赤字が避けられない場合は、預貯金の取崩し等、対処方針等を記載し、特に慎重に予定を立ててください。

※　詳細は、「報告書類作成の手引」を参照してください。

Ｑ７　財産目録の書き方

財産目録は、どのように書くのでしょうか。

Ａ　未成年者の財産と、後見人自身の財産とを混同して記載しないよう、御注意ください。また、未成年者が複数いる場合には、未成年者ごとに別々に財産目録を作成してください。

１　未成年者の財産として記載していただくものは、次のものです。

（１）未成年者名義の財産

（２）他人名義であっても実質的に未成年者のものである財産（例えば、未成年者の亡親名義の遺産など）

（３）将来、未成年者のものとなるべき財産（例えば、受取り予定の生命保険金など）

２　未成年者が複数いる場合には、通帳も収支も未成年者ごとに分け、別々に財産目録を作成してください。

３　記入の際には、記入要領及び記入例を参照して、不動産は登記事項証明書（登記簿謄本）、預貯金は最新の残高が記帳された預貯金通帳、株式・生命保険は預り残高明細書・配当通知書・保険証書等、それぞれの資料に基づいて、数字や表記を正確に記入してください。

財産が多い場合や、その権利関係が複雑である場合には、この用紙だけでは書ききれなかったり、書きにくかったりすることがあるかもしれません。その場合は、この用紙で記載することになっている内容を書いていただければ、別の用紙を使っていただいて結構です。ただし、用紙の大きさはＡ４判としてください。パソコン等を利用して作成いただければ、今後の財産管理が容易になると思います。

４　報告の際は、不動産登記事項証明書（登記簿謄本）、預貯金通帳や保険証書等のコピーなど、未成年者の財産に関する資料も、家庭裁判所に提出してください。各資料のコピーは、Ａ４判縦の用紙にコピーし、実物と同じ大きさに切り取ることなく、余白のついたままＡ４判の大きさで提出してください（コピーの取り方を参照してください。）。また、家庭裁判所に提出された書類は返還できませんので、必ず、原本は手元に保管し、コピーを提出してください。

預貯金通帳や保険証書等は、家庭裁判所において原本を確認させていただく場合もありますので、常に整理・保管しておいてください。

５　財産目録は、選任時だけでなく、後見監督時にも作成していただきます（Ｑ１２を参照してください。）。

※　詳細は、「報告書類作成の手引」を参照してください。

Ｑ８ 未成年者の収入・支出の管理

未成年者の収入・支出はどのように管理すればよいのでしょうか。また、どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。

Ａ 未成年者の収入・支出と、他人（後見人・親族等）のそれとを区別し、金銭出納帳をつけて管理してください。複数の未成年者の後見人をされる方は、未成年者ごとに別々に収入・支出を管理してください。また、個々の収支を裏付ける領収書、レシート等を残しておいてください。

1　未成年者の親族、あるいは実の親が後見人に選任される場合もあると思いますが、後見人となった以上、未成年者の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持っていただく必要があります。未成年者の財産と、後見人や第三者の財産とを混同しないようにしてください。

例えば、未成年者が受取人になっている各種保険金は、当初は後見人名義の口座に入金されたとしても、速やかに未成年者名義の口座に入金して管理してください。同様に、満期が来ていない保険（学資保険など）については、保険契約上の制約がない限り、受取人名義は未成年者としてください。

ある財産が未成年者のものか後見人のものか明らかでない場合は、後見人自身で判断せず、その財産の管理方法について、家庭裁判所にお問い合わせください。

2　収支を管理するに際しては、まず、収入や支出が生じるごとに、金銭出納帳をつけてください。様式は問いません。市販の出納帳（ノート）を使っていただいて結構です。

なお、定期的な収入・支出については、なるべく一つの口座で入金や自動引落しがされるようにしておくと、定期的な収支が一通の通帳によって把握できて便利です。

3　次に、金銭出納帳を基に、一定期間の収支を項目ごとに整理してください。収支のバランスがよく分かり、将来の予定を立てる上でも参考になります。

4　金銭出納帳は、必要に応じて家庭裁判所に提示していただくことがあります。また、個々の収支を裏付ける領収書も提示していただくことがありますので、項目ごとに整理して、保管しておいてください（Ｑ１２を参照してください。）。

Ｑ９　預貯金の管理の仕方

預貯金の預け方、管理の仕方で注意すべきことは何でしょうか。

Ａ　安全確実な種類の預貯金として管理してください。預貯金口座の名義は未成年者名義か、または「甲山太郎（未成年者名）未成年後見人乙山花子（後見人名）」という名義にしてください。

１　未成年者の財産管理は、安全確実であることが基本です。元本保証のない投機的な運用（株式購入、投資信託、外貨預金など）は絶対に避けてください。

２　預貯金の口座が多数にわたっていたり、預け替えが頻繁であったりすると、預貯金を管理していく上でどうしても間違いが多くなります。また、後見監督の際、全ての預貯金口座及びその残高を財産目録にし、全ての通帳のコピーを提出していただくことになります（Ｑ１２を参照してください。）ので、預貯金口座が多数ありますと、書類作成にも多くの労力を要します。特に必要がない限りは、小口の預貯金はできる限り口座をまとめるとともに、頻繁な預け替えは避けてください。

３　未成年者が受け取るべき保険金を、後見人名義の口座に入金し、そのまま管理することは、未成年者と後見人自身の財産が混同してしまうおそれがあるため、絶対に避けてください。受け取った保険金は、速やかに、未成年者の口座に移してください。

４　預貯金口座の名義は、後見人個人や第三者の名義にせず、
（１）未成年者の名義とするか、
（２）後見人が管理する未成年者の預貯金であることを明確にするため、

「**甲山太郎**　未成年後見人 **乙山花子**」 （未成年者名）　　（後見人名）

という名義にしてください。

なお、このような名義で口座を開設するためには、金融機関から以下の書類の提出を求められる場合があります。

ア　各金融機関で用意している届出書

イ　「未成年者の戸籍謄本」（Ｑ５を参照してください。）

（金融機関によって取扱いが異なるようですので、詳しいことは各金融機関に問い合わせてください。）

Q10 未成年者の財産から支出できるもの

未成年者の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

A 未成年者自身の生活費や教育費のほか、未成年者の財産の維持管理に必要な費用（税金等）、後見人がその職務を遂行するために必要な経費などがあります。

1　未成年者等の生活費

まず、未成年者自身の食費、教育費、被服費、医療費、未成年者の小遣い等、未成年者自身の生活に必要な費用については、未成年者の財産から支出することができます。

ただし、いずれについても、未成年者の資産・収入等に照らして相当と認められる範囲で、という制約があります。その時点では未成年者に十分な資産があると思われる場合でも、将来収入が減ったり、思いもかけない支出が必要になったりすることも考えられます。したがって、後見人としては、未成年者の財産の総額、今後の収入の見込み、支出の必要性、支出額等を十分検討し、長期的な展望に立って、その支出が相当かどうかを判断しなければなりません。

2　債務等の返済

また、未成年者が第三者に対して債務を負っている場合、又は、未成年者が、生前債務を負っている方（実父母等）の相続人となっている場合には、後見人として、当然、未成年者の財産から返済しなければなりません。

ただし、一口に「債務」といっても、例えば未成年者（又は亡くなった実父母等）が、経済的に困っていた時期に、身内から援助の名目で受け取った金員など、贈与（もらったもの）なのか貸借（返すべきもの）なのか、法律的な趣旨が曖昧なものもあります。

したがって、「借りた」相手が金融機関以外の場合で、証書等が残っていない場合は、未成年者が本当に債務を負っているかどうか十分確認する必要があります。そのような事情がある場合は、返済してしまう前に家庭裁判所にお問い合わせください。後見人選任前に、親族等が未成年者に援助した生活費を清算したい場合も同様です。

3　後見事務遂行のための経費

後見人がその職務を遂行するために必要な経費は、未成年者の財産から支出して構いません。例えば、後見人が未成年者と連絡したり、面会したりする際にかかる費用、金融機関に行くための交通費、未成年者の財産の収支を記録するために必要な文房具、コピー代等がそれにあたります。ただし、これらについても、支出の必要性、未成年者の財産の総額等に照らして相当な範囲に限られます。したがって、

例えば、交通費は、原則として電車やバスといった公共の交通機関の料金に限られ、高額なタクシー代等については特別の事情がない限り認められないことになりますから、注意してください。

4　その他

上記１から３まで以外については、未成年者の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。ただ、支出の必要性、相当性については、未成年者の生活費や必要経費よりも一層慎重な判断が必要です。多額の支出が見込まれる場合や、支出の必要性に疑問がある場合には、家庭裁判所にお問い合わせください。

なお、未成年者の財産を、親族、他人に贈与したり、貸し付けたりすることは、原則として認められません。未成年者の財産を減らすことになり、また、ほかの親族との間で無用の紛争が発生するおそれがあるからです。特に、後見人自身が、未成年者の財産から贈与や貸付を受けることは、利害関係が対立すること（利益相反といいます。）になり、無効となりますので、絶対にしないでください。

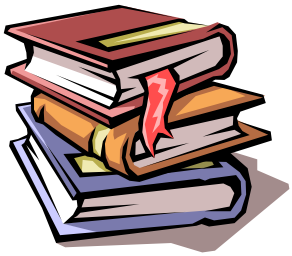

Q11　未成年者の財産の処分

未成年者の財産を処分したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A　**未成年者の財産を処分する必要がある場合は、後見人の責任で、未成年者に損害を与えないよう、処分の必要性、より安全な他の方法の有無、未成年者の財産の総額などを検討して、必要最小限の範囲で行ってください。**

後見人は未成年者の財産を適正に管理する必要がありますので、財産を処分すること（売却、賃貸借、担保権設定など）は、あまり望ましいこととはいえません。

しかしながら、種々の理由で、未成年者の財産を処分する必要が生じることもあると思います。その場合は、後見人が、未成年者を代理して、未成年者の財産を処分することができます。後見人は、自己の判断で、自己の責任において未成年者の財産を処分しますが、処分に当たっては、その必要性、より安全な他の方法の有無、未成年者の現在の財産額などを考慮して、未成年者に損害を与えないように注意してください。万が一、未成年者に損害が生じた場合には、後見人に賠償責任が生じる可能性があります（Ｑ３を参照してください。）。

したがって、重要な財産を処分する際、後見人だけでは判断に困ることがあれば、事前に、家庭裁判所にお問い合わせください。その場合、事情によっては、処分しようとしている財産や処分の内容について、家庭裁判所に資料等を提出していただくことがあります。

なお、後見監督人が選任されている場合には、後見監督人の同意が必要です。

Q12 後見事務報告をするとき

家庭裁判所に、後見事務の状況について、書面による報告をするときは、どのようにすればよいでしょうか。

A 後見人は、原則として１年に１回、後見事務報告書、財産目録に資料を添えて、指定された報告月、報告期間、財産目録作成基準日に従い、提出期限までに、自主的に報告してください。家庭裁判所から書類提出を依頼する書面等は送付しませんので、十分注意してください。

なお、後見監督人が選任されている場合には、原則として、後見監督人の指示に従い、後見監督人に対して後見事務報告を行ってください。

1　後見監督（Ｑ２を参照してください。）は、書面で、未成年者の生活状況と財産の管理状況を報告していただくことから始まります。

なお、提出いただいた後見事務報告書等を家庭裁判所が検討した結果、後見人に資料を追加していただいたり、家庭裁判所までお越しいただくこともあります。

作成していただく書面、報告していただく内容及び添付資料は、一般的には、次のとおりです。

（１）後見事務報告書（未成年後見人用　定期報告）

未成年者の健康状態や生活状況、住所・学校・勤務先等の変更、財産状況、その他重要事項等について、報告をしていただきます。報告に当たっては、「報告書類作成の手引」を参照してください。

後見事務（不動産の売却、生命保険金の請求手続、訴訟、遺産分割協議等）は、内容が確認できる資料を添えて報告してください。今後行うことを予定している又は現在進行中の後見事務がある場合も報告してください。

未成年者の財産状況について、定期的な支出・収入に変化がある費目や１０万円以上の臨時の収入・支出がある場合には、収入や支出の具体的内容を収支補足説明書に記載の上、資料とともに提出してください。

（２）財産目録

報告に当たっては、「報告書類作成の手引」を参照し、資料を添付してください。

なお、財産は、未成年者自身の財産について記載してください（後見人御自身の財産を記入しないでください。）。

2　後見事務の報告は、未成年者の成人等によって後見が終了するまで続きます。次回の定期報告に備えて、日頃から収支をつけ、領収書等を保管しておいてください。

Q13 後見人と未成年者との養子縁組

後見人として未成年者を監護してきましたが、今後は未成年者を自分の養子としたいと考えています。どのような手続が必要でしょうか。

A 後見人が未成年者と養子縁組するには、①家庭裁判所に「後見人と被後見人間の養子縁組許可」の申立てをし、その許可を得る必要があります。②また、孫と祖父母など直系尊属との養子縁組を除き、「未成年者の養子縁組許可」も必要です。さらに、③未成年者が１５歳未満でかつ後見監督人が選任されていない場合、後見人と未成年者の利益が相反するため、「特別代理人選任」の申立てが必要となります。

1　後見人が未成年者と養子縁組するに当たり、家庭裁判所の許可を必要としているのは、養子縁組によって後見が終了（後見人の任務終了）するに際して、その養子縁組に不適切な目的がないかを審査するためです。

2　また、一般に、未成年者と養子縁組する場合、縁組が未成年者の福祉にかなうかどうかを審理するため、家庭裁判所の許可を得る必要があります（孫と祖父母など、直系尊属との養子縁組を除きます。）。

3　さらに、養子となる未成年者が１５歳未満の場合は、その未成年者の法定代理人が未成年者に代わって縁組を承諾する（「代諾」といいます。）ことになります。本問の場合、後見人が、養親となる者であると同時に、養子となる未成年者の法定代理人の立場でもあり、利害関係が対立すること（利益相反）になります。そのため、後見人が未成年者の法定代理人とはなれないので、未成年者を代理する特別の代理人を選任する必要があります。なお、後見監督人がいる場合は、後見監督人が後見人に代わって縁組を代諾するので、特別代理人の選任は不要です。

4　このように、後見人が未成年者を養子とする場合は、色々な申立てが必要となる場合もあります。未成年者との養子縁組をお考えであれば、必ず事前に、選任された家庭裁判所の後見係（２５ページの連絡先一覧を参照してください。）までご連絡ください。

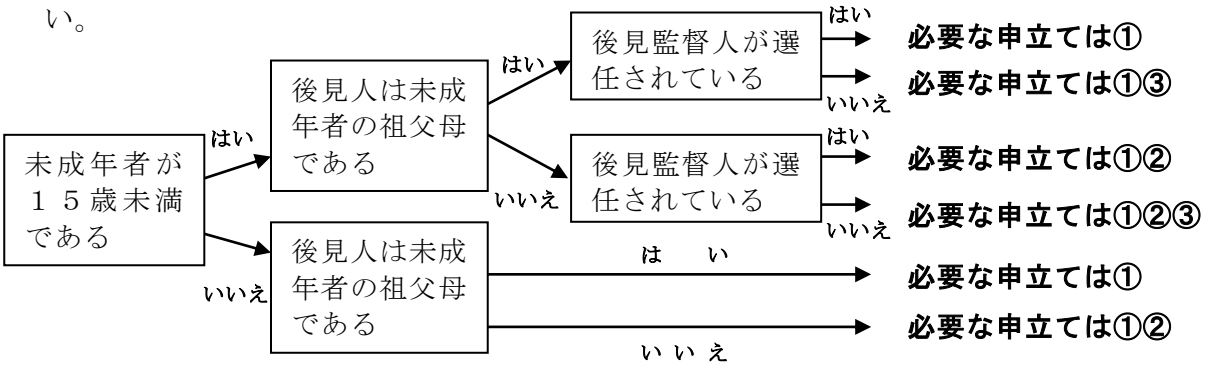

①後見人と被後見人の間の養子縁組許可　②未成年者の養子縁組許可　③特別代理人選任

Q14 未成年者と利益が相反する場合

後見人は未成年者と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

A 家庭裁判所に「特別代理人選任」の申立てをしなければなりません。

1　後見人は未成年者の財産を管理するために、財産行為に関する包括的な代理権を与えられています。しかし、後見人と未成年者の利益が相反する行為の場合（後見人と未成年者との間で利害関係が対立する場合）には、公正な代理権の行使を期待することができないので、未成年者の利益を保護するため、その行為についてのみ家庭裁判所の選任した特別代理人が代理権を行使しなければならないことになっています（養子縁組については、Ｑ１３を参照してください。）。

2　本問にあるような、後見人と未成年者が共同相続人である場合の遺産分割は、後見人と未成年者の利益が相反する行為です。ですから、特別代理人の選任が必要です。もっとも、特別代理人を選任しさえすればどのような処分でも許されるというわけではありません。この点については、Ｑ１０、Ｑ１１を参照してください。

3　手続としては、後見人（又は利害関係人）から家庭裁判所に特別代理人の選任を求める審判を申し立てていただくことになります。家庭裁判所は、利益が相反する行為の具体的な内容等を考慮し、未成年者と利益が相反せず、未成年者のため公正に代理権を行使できる方を特別代理人として選任します。

　なお、特別代理人には、未成年者の利益を十分守るように働いていただきます。ただし、後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が未成年者を代理することになりますので、特別代理人の選任の申立ては必要ありません。

4　また、兄弟姉妹など、複数の未成年者について一人の後見人が選任されている場合で、未成年者同士の間で利益が相反する場合（例えば、複数の未成年者が共同相続人である場合の遺産分割など）も、特別代理人の選任が必要です。

※　特別代理人選任の申立書はインターネット（裁判所のホームページ）から取得できます。

Q15　後見人の報酬

後見人に報酬はないのでしょうか。

A　申立てにより、家庭裁判所の審判で、未成年者の財産から報酬を受け取ることができます。

1　後見人は、その事務の内容に応じて、未成年者の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合には、後見人から家庭裁判所に対し「報酬付与の審判」の申立てをしていただかなければなりません。家庭裁判所は、後見人として働いた期間、未成年者の財産の総額や内容、後見人の行った事務の内容などを考慮して、後見人に報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には報酬の額をいくらとすべきかを決定します。

2　後見人は、報酬を付与する旨の審判で認められた額だけを未成年者の財産から受け取ることができます。したがって、後見人は、この手続を経ずに未成年者の財産から報酬を受け取ることはできません。

3　なお、報酬の前払いはできません。したがって、例えば、毎年一定の時期、あるいは後見人を辞任するとき、後見終了のときなど、一定の職務を行った後に、後払いとして請求していただくことになります。

※　報酬付与の申立書はインターネット（裁判所のホームページ）から取得できます。

Q16　後見人の辞任

高齢や病気のため、後見人の仕事をすることが困難になった場合はどうすればよいのでしょうか。

A　正当な事由がある場合は、家庭裁判所の許可を得て、後見人を辞任することができます。

後見人は未成年者の保護のため、家庭裁判所から適任者と認められて選任されたわけですから、自由に辞任できることにすると、未成年者の利益を害するおそれがあります。そこで、後見人は、**「正当な事由」**がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができるとされています。

「正当な事由」があると認められる例としては、後見人の職業上の必要から遠隔地に転居しなければならなくなった場合や、高齢や病気などの理由により後見人としての職務の遂行に支障が生じた場合などが考えられます。

後見人の辞任の申立てに当たっては、未成年者の保護に支障が生じないように、後任の後見人選任の申立ても、併せて行ってください。

なお、後見人が破産宣告を受けたり、後見人、後見人の配偶者（夫・妻）、後見人の直系血族（父母・子・祖父母・孫など）が未成年者に対して訴訟を起こしたりした場合には、後見人を務めることができなくなりますので、必ず家庭裁判所に連絡してください。

Q17　後見制度支援信託・後見制度支援預(貯)金（利用の指示）

Q17①　後見制度支援信託（利用の指示）

家庭裁判所から、後見支援制度支援信託の利用を検討するように指示がありました。これはどういうことですか。

A

後見人が、多額の財産管理を行う場合、より適正かつ安全な管理が求められることから、原則として後見制度支援信託を利用するか、又は専門職（弁護士や司法書士）が、後見監督人として継続的に関与することになります。

後見人選任当初に後見制度支援信託利用の検討の指示がない場合でも、その後の資産状況の変化を踏まえ、家庭裁判所から指示することがあります

1　後見制度支援信託とは

後見制度支援信託とは、未成年者の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行に信託する仕組みのことです。信託財産を払い戻したり、解約するには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります（詳しい内容は裁判所のホームページに掲載されているパンフレットを参照してください。）。

「後見制度において利用する信託の概要」

https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file4/H25sintaku.pdf

2　後見制度支援信託利用検討の流れ

家庭裁判所が、後見制度支援信託の利用を検討することが相当と判断した場合、原則として専門職（弁護士又は司法書士）を後見人又は後見監督人として選任いたします。ここで選任された専門職後見人又は後見監督人が、親族後見人とも相談の上、後見制度支援信託の利用の適否を詳しく検討し、具体的な手続を実施していくことになります。

3　後見制度支援信託の利用を進める場合

専門職後見人又は後見監督人が後見制度支援信託の契約の締結を行い、今後専門職関与の必要がないと判断した場合には、専門職後見人又は後見監督人は辞任し、親族

後見人に後見事務を引き継ぎます。

他方、その後も継続して専門職関与の必要性が認められる場合には、事案に応じて、親族後見人と専門職後見人が複数で後見事務を行ったり、専門職が後見監督人として継続的に関与していくことになります（後見監督人についてはＱ２を参照）

4　後見人選任後に後見制度支援信託を利用する場合

後見人選任当初に後見制度支援信託利用の検討の指示がなかった場合でも、その後の資産状況の変化を踏まえ、家庭裁判所から後見制度支援信託の利用の検討を指示する場合があります。この場合も、家庭裁判所が原則として専門職後見人又は後見監督人を追加で選任いたしますので、親族後見人とも相談の上、専門職後見人又は後見監督人が後見制度支援信託の利用の適否を詳しく検討し、具体的な手続を実施していくことになります。

Q17② 後見制度支援預（貯）金の利用について

家庭裁判所から、後見制度支援預（貯）金の利用を検討するように指示がありました。これはどういうことですか。

A

後見制度支援預（貯）金は後見制度支援信託に類似するものであり、その仕組みや手続等は後見制度支援信託とほぼ同様です。詳しくは前記Ｑ１７①の１の内容をご参照ください。

後見制度支援信託と大きく異なる点は、①後見制度支援預（貯）金の契約締結について、専門職の後見人や後見監督人を関与させないで、親族後見人自身が単独で契約締結を行うことが可能であること、②後見制度支援信託の取扱金融機関である信託銀行等が都市部に集中しているのに比べ、後見制度支援預（貯）金の取扱金融機関は地方銀行や信用金庫等であり、より利用がしやすく身近であることなどです。

Q17③

後見制度支援預（貯）金の利用を進める場合

未成年者の財産額が多額となったので後見制度支援預（貯）金の利用をしたいのですが、手続の流れを教えてください。

A　以下のとおり金融機関を選定し、裁判所に後見制度支援預（貯）金の契約締結についての報告書を提出いただいた後に、裁判所が発行する指示書を基に契約締結となります。

１後見制度支援預（貯）金預入金額等の設定および利用する金融機関の選定

⑴　後見人が手元で管理する預貯金額

後見人が管理する預貯金口座には、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭や後見事務の必要経費及び未成年者に関する比較的少額の臨時出費に柔軟に対応できる金額（２００万円程度）を残してください。

⑵　後見制度支援預（貯）金預入額について

後見制度支援預（貯）金対象財産から後見人が手元で管理する預貯金額を除いた額を後見制度支援預（貯）金預入額に設定してください。

⑶　定期送金について

定期的な収入支出において、収入より支出が多くなることが見込まれる場合、赤字額を踏まえて定期送金額を設定してください。

⑷　利用する金融機関の選定について

既に口座を開設している金融機関で後見制度支援預（貯）金の利用ができる場合は、その金融機関で後見制度支援預（貯）金の契約締結の手続を行うことができます。口座をお持ちでない場合は、新たな口座開設が必要となりますので、各金融機関へお問い合わせください。なお、静岡県内で後見制度支援預（貯）金を提供している金融機関についてお知りになりたい方は、担当書記官にお問い合わせください。

２　後見制度支援預（貯）金の契約締結に関する報告書等の家庭裁判所への提出

「報告書（契約締結）」及び事情説明書（参考書式⑩－１－１・⑩－１－２）を作成し、家庭裁判所へ提出してください。また、返信用に１１０円切手を添付してください。書式は家庭裁判所のホームページからダウンロードできます。後見制度支援信託と後見制度支援預（貯）金で使用する書式が異なるのでご注意ください。

「後見制度支援預（貯）金で使う書式」

（https://www.courts.go.jp/shizuoka/saiban/koken/l4/Vcms4_00000193.html）

３　後見制度支援預（貯）金の契約締結

家庭裁判所で内容を確認したうえ、後見人へ指示書謄本を交付します。この指示書を添えて、金融機関で後見制度支援預（貯）金の契約締結の手続を行ってください。家庭裁判所が指示した日から３週間以内に手続を行う必要がありますので、ご注意ください。

指示書謄本以外に提出が必要な書類については、各金融機関にお問い合わせください。

Q18 後見制度支援信託・後見制度支援預（貯）金（契約締結後に裁判所の指示書が必要な場合）

1　後見制度支援信託・後見制度支援預（貯）金を利用していますが、手元で管理している金銭が多額になってきました。何か手続が必要ですか。

2　急な出費により手元で管理している金銭が足りなくなり、一部又は全額の払戻しが必要になった場合、どうすればいいですか。

3　契約締結時に定期送金額を定めていましたが、収支状況が悪化したため増額する必要があります。どのような手続が必要ですか。

A　１～３のいずれについても家庭裁判所へ「報告書」を提出し（場合によっては疎明資料が必要）、裁判所が確認した後に、裁判所が発行する指示書を基に各手続をとることになります。いずれも家庭裁判所が指示書を発行した日から３週間以内に各手続を行う必要がありますのでご注意ください。

1　追加信託・追加預入

後見制度支援信託（以下「信託」という）・後見制度支援預（貯）金（以下「預貯金」という）の利用中に、月々の収支の黒字額が貯まったり、臨時の収入があった場合、手元で管理している金銭が増えることがあります。この場合には、日常的な支払に必要十分な額を超える部分について、追加で信託あるいは預入をする必要があります（目安として、手元管理の金額が１００万円程度増加した場合）。

この場合は、信託は報告書（追加信託）（参考書式④－１）を、預貯金は報告書（追加預入）（参考書式⑩－６）を１部作成し、手元で管理している通帳の写しを添えて家庭裁判所へ提出してください。また、返送用に１１０円切手を添付してください。家庭裁判所では内容を確認した上、後見人へ指示書謄本を交付します。この指示書謄本を添えて、金融機関で手続を行ってください。

２　一時金交付・払戻し及び全部解約について

一部の払戻しや、全額の払戻し（解約）をする場合には、信託は報告書（一時金交付）（参考書式④－２）又は報告書（信託契約の解約）（参考書式④－３）、預貯金は報告書（払戻し）（参考書式⑩－２）又は報告書（解約）（参考書式⑩－４）に、払戻しが必要な理由を記載して１部作成し、金額の相当性についての疎明資料、金融機関から送付される直近の信託財産状況報告書（信託の場合）及び後見人が管理している未成年者名義の通帳の写しを添えて、家庭裁判所へ提出してください。また、返送用に１１０円切手を添付してください。場合によっては、詳しい事情をお伺いしたり、追加の資料を提出していただく場合もありますので、余裕をもって報告書を提出するようにしてください。

提出していただいた資料を確認した上、家庭裁判所が必要と認めた場合には、後見人へ指示書謄本を交付します。この指示書謄本を添えて、信託銀行で払戻しや解約の手続を行ってください。

３　定期交付金額・定期送金額の変更

未成年者の日常的な収支状況に大きな変動があり、定期送金額を変更する必要がある場合には、信託は報告書（定期交付金額の変更）（参考書式④－４）、預貯金は報告書（定期送金額の変更）（参考書式⑩－３）に、金額の変更に関する疎明資料、金融機関から送付される直近の信託財産状況報告書（信託の場合）及び後見人が管理している未成年者名義の通帳の写しを添えて、家庭裁判所へ提出してください。また、返信用に１１０円切手を添付してください。場合によっては、詳しい事情をお伺いしたり、追加の資料を提出していただく場合もありますので、余裕をもって報告書を提出するようにしてください。

Q19 後見終了時等にしなければならないこと

後見人を辞めたり、未成年者が成人したときは、どうすればよいでしょうか。

A　２か月以内に管理していた財産の計算をして家庭裁判所に報告し、新しい後見人又は未成年者自身に対し、管理していた財産を引き継がなければなりません。その際、後見監督人が選任されている場合は、後見監督人の立会いが必要です。

1　未成年者が成人した日から２か月以内に、財産目録を添付して後見事務終了報告書（２４ページ参照）を提出してください。

2(1)　後見人の辞任・解任の場合

後見人を辞任したり、解任されたりした場合、後見人の任務は終了します。後見人は、最後の仕事として、２か月以内に、管理していた未成年者の財産の収支を計算し、その現状を家庭裁判所に報告した上で、管理していた財産を新しい後見人に引き継がなければなりません。

(2)　未成年者が成人した場合

①　未成年者が成人した場合は、後見自体が終了します。この場合にも、２か月以内に、管理していた財産の収支を計算し、その現状を家庭裁判所に報告し、財産を未成年者に引き継がなければなりません。

未成年者が婚姻した場合も、法律上、未成年者は成人したと同様に取り扱われますので、同様の事務が必要です。

②　未成年者が成人した場合、１０日以内に、後見人から、未成年者の本籍地か未成年後見人の住所地のいずれかの市区町村役場に、後見が終了した旨の届けをする必要があります。

(3)　未成年者が養子縁組した場合

未成年者が養子縁組をした場合、その養親が新たな法定代理人となるため、後見は終了します。この場合も、後見人が、２か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その現状を家庭裁判所に報告し、財産を養親に引き継がなければなりません。

(4)　行方不明だった親権者が現れた場合

行方不明だった親権者が現れた場合も、後見人が未成年者の財産を親権者に引き継がなければなりません。

(5)　未成年後見人が選任された後、死亡した養親と離縁した場合

未成年者の養親の死亡により未成年後見人が選任された場合において、未成年者と死亡した養親との間で離縁が家庭裁判所で許可され（家庭裁判所で申立てをし、許可を得ることが必要です。）、生存している実父母の双方又は一方が親権者に復する場合にも、後見が終了します。

※未成年者が婚姻した場合、養子縁組した場合、死亡した養親と離縁した場合、行方不明だった親権者が現れた場合は、必ず選任された家庭裁判所の後見係（連絡先一覧を参照してください。）まで御連絡ください。

後 見 事 務 終 了 報 告 書

支　部
静岡家庭裁判所　　御中
出張所

令和　　年　　月　　日

未成年後見人氏名　　㊞
住所　〒　　－

電話　　－　　－
（日中の連絡先）　　－　　－

平成・令和　　年（家）第　　号未成年後見人選任の審判申立事件により、私が＿＿＿＿＿＿＿＿の未成年後見人に選任されましたが、次のとおり後見事務が終了しましたので報告いたします。

1　終了事由及びその発生時期（該当する□にチェックしてください。）
　令和　　年　　月　　日
　□　未成年者が成人に達した。
　□　その他　（　　）

2　上記終了事由発生の段階における未成年者の財産については、別紙財産目録記載のとおりです。

3　財産の引継ぎについて（該当する□にチェックしてください。）
　□　上記財産目録記載の財産を＿＿＿＿＿＿＿＿に引き継いだ。
　　引継年月日
　　令和　　年　　月　　日
　　引継ぎの相手方
　　住所
　　氏名　　㊞

連 絡 先 一 覧

書類の提出、お問い合わせ先は、下記のとおりです。
月曜日～金曜日（祝休日を除く。）午前８：３０～午後０：１５
午後１：００～午後５：００

静岡家庭裁判所 後見係 〒４２０－８６０４　静岡市葵区城内町１－２０ 電話　０５４－２７３－８７７３（ダイヤルイン）
静岡家庭裁判所浜松支部 後見係 〒４３０－８６２０　浜松市中央区中央１－１２－５ 電話　０５３－４５３－７１６８（ダイヤルイン）
静岡家庭裁判所沼津支部 後見係 〒４１０－８５５０　沼津市御幸町２１－１ 電話　０５５－９１６－８３８５（ダイヤルイン）
静岡家庭裁判所富士支部 後見係 〒４１７－８５１１　富士市中央町２－７－１ 電話　０５４５－５２－０３８６
静岡家庭裁判所下田支部 後見係 〒４１５－８５２０　下田市４－７－３４ 電話　０５５８－２２－０１６１
静岡家庭裁判所掛川支部 後見係 〒４３６－００２８　掛川市亀の甲２－１６－１ 電話　０５３７－８８－０４６７
静岡家庭裁判所熱海出張所 後見係 〒４１３－８５０５　熱海市春日町３－１４ 電話　０５５７－８１－２９８９
静岡家庭裁判所島田出張所 後見係 〒４２７－００４３　島田市中溝４－１１－１０ 電話　０５４７－３７－１６３０